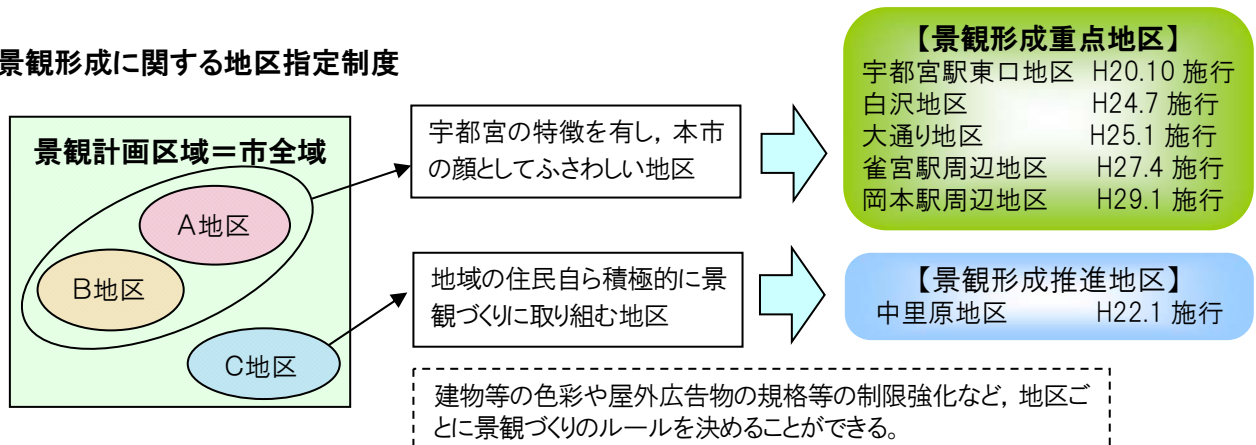


景観形成重点地区の制度の仕組み

1 概要

景観形成重点地区は、本市の特徴ある景観や豊かな自然景観を有している魅力ある街並みを形成すべき地域に対し「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の目標や景観形成の方針、行為の制限(デザイン、色彩、緑化などの具体的な基準)を定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度である。

2 景観形成に関する地区指定制度



● 景観形成重点地区の特徴

- ① **全ての建築物等が届出対象**となることで、きめ細やかな景観形成が図れる。
- ② 不適合に対しては、景観審議会の意見を聴き、**変更命令**等を行うことができる。さらに、変更命令等に従わない場合には、**罰則**を適用することができるため、景観形成のルールの担保性が高まる。
- ③ 景観計画に適合する修景工事に対する**補助制度**がある。

3 一般の地区(市全域)と景観形成重点地区の規制の仕組み

